神戸薬科大学における障害学生支援に関する実施細則

（目的）

第１条　神戸薬科大学における障害学生支援に関する実施細則（以下「本細則」という）は、神戸薬科大学における障害学生支援に関する規程（以下「支援規程」という）第６条に定めるところにより、神戸薬科大学（以下「本学」という）の非常勤職員を含む全ての教職員（以下「職員等」という）が本学において障害学生に適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第２条　職員等は、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害及びその他の心身の機能の障害（以下「障害」という）を理由として、支援規程第２条に定める障害学生を障害学生でない者と比較して不当な差別的取扱いをすることにより、障害学生の権利利益を侵害してはならない。

（合理的配慮の提供）

第３条　職員等は、障害学生又は保護者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害学生の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害学生の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という）の提供をしなければならない。

２　合理的配慮は、本学の事業の目的及び内容に照らして必要とされる範囲内で、障害学生でない者との比較において障害学生に同等の機会を提供するためのものであり、本学の事業の目的及び内容に本質的な変更を及ぼすものではないものとする。

３　合理的配慮は、本学の事業の目的、内容及び機能への影響の程度、物理的、技術的、人的及び体制上の制約による実現可能性の程度並びに費用負担の程度等の要素を考慮したうえで、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応されるものとする。

（障害を理由とする差別の解消の推進に関する監督体制）

第４条　障害を理由とする差別の解消（以下「差別解消」という）の推進を統括するものとして最高管理責任者を置く。最高管理責任者は、学長とする。

２　最高管理責任者を補佐する者として総括監督責任者を置く。総括監督責任者は、学生支援センター長とする。

３　研究室及び部署を管理する者として監督者を置く。監督者は、研究室の長又は課長以上の職員とする。課長が在籍していない場合は、それに準ずるものを監督者とする。

（監督者の責務）

第５条　前条に定める者は、差別解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に留意して障害学生に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意し、障害学生に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を図らなければならない。

（１）日常業務を通じた指導等により、差別解消に関し、監督する職員等の注意を喚起し、差別解消に関する認識を深めさせること

（２）障害学生から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談及び苦情の申し出があった場合は、迅速に状況を確認すること

（３）合理的な配慮の必要性が確認された場合、監督する職員等に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること

２　監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（相談体制の整備）

第６条　本学は、障害学生及びその親族等からの相談等に対応するために次の各号に掲げる職員等から構成する相談窓口を置く。

（１）学生支援センター長

（２）学生部長

（３）教務部長

（４）学生支援課長

（５）教務課長

（６）学生相談室カウンセラー

（７）その他、学生支援センター長が指名する者

２　相談を行おうとする者は、手紙、電話、ＦＡＸ又はメール等の任意の方法を用いて、前項各号に掲げる職員に相談を行うことができるものとする。相談を受ける際の対応として留意すべき事項については別表第１に定める。

３　第１項各号に掲げる職員は、寄せられた相談等について学生支援センター長に報告する。

４　学生支援センター長は、相談窓口から報告を受けた情報を収集し、記録する。

５　相談窓口に寄せられた相談等について本学として何らかの措置を講ずる必要がある場合には、相談窓口は、適切な部署等に依頼又は連携して、その対処にあたる。

６　相談内容についての情報共有又は前項の対処を講じるにあたっては、相談者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

（研修及び啓発活動）

第７条　本学は、差別解消の推進を図るため、職員等に対し、必要な研修及び啓発を行う。

２　新たに職員等となった者に対しては、差別解消に関する基本的な事項について理解させ、新たに監督者となった職員に対しては、差別解消に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ研修を行う。

３　職員等に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図る。

（懲戒処分）

第８条　職員等が、障害学生に対し不当な差別的取扱い又は過重な負担がないにも係らず合理的な配慮を怠った場合、その態様等によっては、本学の信用を傷つける行為に該当すると判断し、当該職員等を学校法人神戸薬科大学就業規則に定めるところにより懲戒処分を行うことがある。

（細則の見直し）

第９条　本学は、技術の進展、社会情勢の変化などが、合理的配慮の内容又は程度等に大きな影響をもたらす場合、必要に応じて本細則を見直し、充実を図るものとする。この際には、学内外における不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例の集積等を踏まえるとともに、国際的な動向も勘案し、内容の修正を図る。

（細則の改正）

第10条　本細則の改正は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附　則

本規程は、2018年９月18日から施行する。

2023年２月13日改正

2024年４月１日改正

2025年４月１日改正